

# 投票日は七月二十九日の

## 予定です

### 参議院議員通常選挙



投票時間は、不在者投票も含め、午後八時までです。小さなお子さんや付添いの人と一緒に投票所に入ることもできます。

●投票できる人 昭和56年7月30日以前に生まれた人で、平成13年4月11日以前に転入届をして、引き続き住んでいる人です。

#### ■入場券

入場券は、世帯主あてに郵送します。一枚のはがきに三人分の入場券を印刷してありますので、自分の名前が記入されている入場券を切り取って投票所へ持参してください。

#### ■不在者投票

レジャーや買物などの理由でも、投票日に投票所のある区域外に出かけるときは、不在者投票をすることができま

す。(印鑑不要)

●不在者投票期間 7月12日(木)～28日(土)

7月29日が投票日の場合

●投票時間 毎日午前8時30分～午後8時

●投票場所 市役所第2庁舎5階会議室

指定病院などに入院している人も、その病院で不在者投票をすることができます。

郵便投票証明書の交付を受けている人は、七月二十五日(水)までに不在者投票の請求をすれば、自宅で不在者投票をすることができます。

郵便投票証明書は、身体障害者手帳・戦傷病者手帳の交付を受けている人が、選挙管理委員会へ申請することにより交付されます。

●対象となる障害 両下肢

体幹(1級・2級) 心臓、腎臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸(1級・3級)

●問い合わせ先 鳥取市選挙管理委員会 (☎20 33386)

### どこか変わるの？

## 参議院比例代表選挙が**非拘束名簿式**となりました。

これまでの参議院比例代表選挙は、あらかじめ政党の側で候補者の当選順位を決めておく方式(拘束名簿式)で、有権者は政党名を記載して投票しました。これに対し、新たに導入された**非拘束名簿式**は、名簿では当選順位は決められておらず、有権者が**候補者名または政党名のいずれかを記載して投票**する方式であるため、有権者は当選させたい候補者を選ぶことができます。

### 参議院比例代表選挙のしくみはこうなります。

#### 1 公示

〇〇党
○本 ○郎
○山 ○太
○川 ○子
○田 ○江

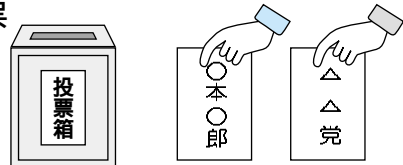
△△党
△木 △子
△水 △一
△野 △代
△中 △治

各政党が候補者名簿を届出(当選順位はなし)

#### 政党は

名簿による立候補の届出  
一定の要件を満たす政党は、当選順位を付けずに候補者名簿を届け出ます。

#### 2 投票



候補者名でも、政党名でも投票できる

#### 有権者は

投票方法  
有権者は投票用紙に、名簿に記載された候補者名を記載して投票します。ただし、候補者名に代えて政党名を記載して投票することができます。

#### 3 開票

$$\begin{matrix} \text{〇〇党の} \\ \text{総得票数} \end{matrix} = \begin{matrix} \text{〇〇党候補者} \\ \text{個人の得票数} \end{matrix} + \begin{matrix} \text{政党名の} \\ \text{得票数} \end{matrix}$$

$$\begin{matrix} \text{△△党の} \\ \text{総得票数} \end{matrix} = \begin{matrix} \text{△△党候補者} \\ \text{個人の得票数} \end{matrix} + \begin{matrix} \text{政党名の} \\ \text{得票数} \end{matrix}$$

各政党の総得票数に応じて議席を比例配分し、候補者ごとの得票数の順に当選人を決める

#### 当選人の決め方

1. 政党の総得票数に基づいてドント方式により、各政党の当選人の数が決まります。なお、政党の総得票数は、候補者個人の得票と政党名の得票を合算したものとします。
2. 各政党に配分された当選人の数のなかで、得票数の最も多い候補者から順次当選人が決まります。

#### 4 結果

〇〇党	400万票
当 ○山 ○太	120万票
当 ○田 ○江	100万票
当 ○本 ○郎	80万票
○川 ○子	60万票
政党名の投票	40万票

3人当選

△△党	300万票
当 △野 △代	90万票
当 △水 △一	70万票
△木 △子	50万票
△中 △治	30万票
政党名の投票	60万票

2人当選